

## 近年の我が国のスポーツ振興の諸施策の理解

### 1. 平成12年9月「スポーツ振興基本計画」の策定

- ①週1回以上の成人のスポーツ実施率を2人に1人（50%）とする。
- ②総合型地域スポーツクラブを全国各市区町村に1つはつくる。

### 2. 平成18年9月「第2期スポーツ振興基本計画」

- ③子どもの体力向上

### 3. 平成22年8月26日「スポーツ立国戦略」の策定

「新たなスポーツ文化の確立」

～すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ感動を分かち、支え合う社会へ～

#### ①人（する人・観る人・支える人・育てる人）の重視

- ・ライフステージに応じたスポーツ機会の確保
- ・安全安心にスポーツができる環境の整備 e t c

#### ②連携・協働の推進

- ・トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出 e t c

### 4. 平成23年6月24日「スポーツ基本法」公布（8月24日施行）

※昭和36年6月16日公布のスポーツ振興法を50年振りに改正

#### ①スポーツは、世界共通の人類の文化

#### ②スポーツが、青少年の健全育成・地域社会の再生・心身の健康の保持増進・社会や経済の活力の創造

#### ③体を動かす欲求だけでなく内在的価値（精神的充足や楽しさ・喜び）

## 5. 平成24年「スポーツ基本計画」策定

※10年間の方針と5年間の施策

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画するスポーツ環境の整備
- ④国際競技力向上に向けた人材の養成・スポーツ環境整備
- ⑤国際競技大会の招致・国際貢献・交流
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦トップスポーツと地域スポーツの連携・協働

## 6. 平成27年10月スポーツ庁の創設

## 7. 平成29年3月24日「第2期スポーツ基本計画」

- ①スポーツ参画人口の拡大
- ②スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- ③国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成・環境整備
- ④クリーンでフェアなスポーツ推進によるスポーツの価値の向上